

# 桑江中学校PTA会則

## 第一章 名称および事務所

第1条 本会は桑江中学校PTAと称し、事務所を桑江中学校におく。

## 第二章 目的および事業

第2条 本会は家庭・学校および地域社会における生徒の人間形成、福祉増進に務めるとともに会員の資質の向上と親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦をはかり、教養を高めるための研修等を行う。
2. 生徒の保護、安全および福祉の向上につとめる。
3. よりよい教育環境の整備につとめる。
4. 家庭と学校の協力態勢を密にし、生徒の生活指導につとめる。
5. その他、本会の目的達成のために必要な事業。

## 第三章 方針

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 生徒の福祉増進のために活動する他の団体および機関との連絡提携。
2. 特定の政党や宗教にかたよるような行為は行わない。
3. 本会は、民主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉は受けない。
4. 本会または本会役員の名で公の選挙の候補者を推薦しない。
5. 本会は学校運営の諸課題について、その活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供するが、直接学校運営や人事管理には干渉しない。

## 第四章 会員

第5条 本会の会員は、本校生徒の父母または父母に代わるものと本校に勤務する職員ならびに校区民で本校の目的に賛同し、入会を希望する者をもって会員とする。

第6条 本会の会員は、第40条に定める会費を納めるものとする。

## 第五章 役員および役員の任務

第7条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名
3. 事務局長 1名
4. 書記会計 1名
5. 相談役 1名

- 第8条 役員は次の方法で選出する。
1. 会長、副会長は代議委員会において選出し、総会の承認を得る。
  2. 書記会計は校区内在住の方から会長が推薦し代議委員会の承認を得て委託する。
  3. 事務局長は本校の教頭が務める。

- 第9条 役員任期は次のとおりとする。
1. 会長、副会長は1ヶ年とし、再任することができる。但し、欠員が生じたときは、代議員において選出し、その任期は前任者の残任期間とする。
  2. 書記会計は1ヶ年とし、再任を妨げない。但し、継続できる期間を3年までとする。

- 第10条 役員任期は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会務をつかさどる。
  3. 事務局長は事務局の掌握にあたる。
  4. 書記会計はPTAに関する事務および会計をつかさどる。

- 第11条 本会は相談役をおくことができる。相談役は本校校長があたる。

## 第六章 会計監査委員

- 第12条 本会の経理を監査するため、2名の監査委員を置く。その任期は1ヶ年とする。再任を妨げない。
- 第13条 会計監査は、代議委員会で会員の中から選出する。
- 第14条 会計監査は年1回行う。但し、必要に応じ臨時に行うことができる。
- 第15条 会計監査は、定期総会において、決算についての監査報告を行うこととする。

## 第七章 組 織

### 総 会

- 第16条 総会は全会員をもって構成し、本校の最高の決議機関とする。
- 第17条 定期総会は年1回とし、毎年5月末日までに開催する。但し、代議委員会が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
- 第18条 総会は次の事項を決議する。
1. 会則の改正
  2. 会長、副会長の承認
  3. 事業計画の承認
  4. 予算、決算の承認
  5. その他本会の目的達成のために必要な重要事項
- 第19条 総会は出席者の過半数で決定し、賛否同数な場合は議長が決める。
- 第20条 総会は会長が招集し、会議は議長団がすすめる。

## 代 議 委 員 会

- 第21条 代議委員会は総会に次ぐ決議機関とする。
- 第22条 代議委員会は三役、専門委員会委員、学年委員長、教職員、役員会で推薦したもの（PTA会員の中から）をもって構成する。
- 第23条 代議委員会は次の事項を行う。
1. 総会事項の検討
  2. 補正予算の審議決定
  3. 会計監査委員および補充役員の選出
  4. 書記会計の承認
  5. 緊急事項の処理
  6. 表彰に関する事項の審議決定
  7. その他必要事項
- 第24条 代議委員会は会長が招集し、会議の議長を務める。

## 三 役 ・ 委 員 長 会

- 第25条 三役・委員長会は本会の役員、学校長、専門委員会委員長、各学年委員長をもって構成する。
- 第26条 三役・委員長会は次の事項を行う
1. 総会および代議委員会で決定した事項
  2. 本会活動の企画運営、連絡調整、渉外等に関すること
  3. 代議委員会提案事項の検討
  4. その他必要事項
- 第27条 三役・委員長会は会長が招集し、会議の議長をつとめる。

## 専 門 委 員 会

- 第28条 本会の目的達成のため、次の専門委員会を置く
1. 総務・文化委員会
  2. 広報委員会
  3. 保健体育委員会
  4. 環境整備委員会
  5. 生活指導委員会
  6. 家庭教育委員会
- 第29条 専門委員会は、全学級委員と全教職委員で構成し、正副委員長（委員長はP、副委員長はTとする）はそれぞれの専門委員会で互選する。
- 第30条 各専門委員会の活動内容はそれぞれ次のとおりとする。
1. 総務・文化委員会
    - (1) 年間計画立案に関すること。
    - (2) 予算に関すること。
    - (3) 総会の議事日程に関すること。
    - (4) 社会教育に関すること。
    - (5) 研修会、講演会、講習会等に関すること。
    - (6) その他文化およびPTA活動に関すること。

2. 広報委員会
  - (1) P T A新聞、P T Aだよりの作成・発行。
  - (2) その他広報活動に関すること。
3. 保健体育委員会
  - (1) P T Aの保健体育行事に関すること。
  - (2) 学校の保健・体育的行事への参加と協力に関すること。
  - (3) その他保健体育に関すること。
4. 環境整備委員会
  - (1) 校地の美化、緑化に関すること。
  - (2) 校舎の美化、整備に関すること。
  - (3) その他環境整備に関すること。
5. 生活指導委員会
  - (1) 生徒の生活指導に関すること。
  - (2) 校外生徒会の指導育成に関すること。
  - (3) 教育隣組、青少協等との連携に関すること。
  - (4) その他生活指導に関すること。
6. 家庭教育委員会
  - (1) 家庭教育に関すること。
  - (2) 保健衛生に関すること。
  - (3) 学校給食に関すること。

第31条 各専門委員会は委員長が招集し、活動を推進する。

第32条 本会は第28条の専門委員会の他に特別委員会を設けることができる。

### 学 年 ・ 学 級 P T A

第33条 学年・学級P T Aは、各学年・学級に在籍する生徒の保護者と担任教師をもって構成し、次の事項を行う。

- (1) 学年・学級会員の研修並びに親睦に関すること。
- (2) 学年・学級における教育環境の整備に関すること。
- (3) 学年・学級の生徒の健康、安全、福祉の増進に関すること。
- (4) 学年および学級P T Aとの連携、協力に関すること。
- (5) その他学年または学級として必要な事項

第34条 各学年・学級の委員長並びに委員は、会員相互の互選により選出し、委員長はその集会の招集と運営にあたる。

第35条 学年・学級P T A役員任期は一年とする。

### 支 部 P T A

第36条 本会は支部を置き、支部P T Aは各行政区に居住する生徒の保護者並びに区担任教師をもって構成する。

第37条 支部長およびその他必要な係は各支部で選出し、支部長は支部集会を招集し、支部活動を推進する。

## 第八章 会計および諸帳簿

第38条 本会の運営は、一般会計をもって支弁する。  
一般会計の経費は、会費・補助金・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第39条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第40条 本会の会費として、会員1世帯あたり年額6,000円(月額500円)を徴収する。

但し、会費納入の困難な者については、代議委員会の審議を経て減免することができる。

また、以下の規程を設ける。

1 P T A会費の減免については、会員である保護者からの申し入れによって三役委員長会で協議し、可否の案を持って代議委員会で承認を受けることにする。

2 減免申請は、桑江中P T Aの所定の様式によって申請を受け付ける。

3 減免の通知は、所定の様式の書面によって保護者に郵送、または直接交付のいずれかの方法をもっておこなう。

4 減免の対象とするのは、生徒が病気、けが、不登校、その他の理由により、一ヵ月間以上連続して登校できない場合を対象とする。

病気、けが、不登校の状態にあっても、一ヵ月間以内の期間において、断続的に登校と不登校を繰り返す状態は対象としない。

その他の場合については、減免申請書に明確な理由を記入することとする。

5 申請の対象となっている生徒が事実上の病気、けが、不登校の状況については、学校に確認すれば足りることなので、特段の事情がない限り、保護者の負担になるような診断書等による証明は求めない。

6 減免申請書で申請した期間内に不登校の状態が改善した場合は、減免認定を終了し、登校した翌月から会費の請求をおこなう。

7 P T A会費は一世帯単位を対象としているため、兄弟がいる場合に、そのうちの一人のみが不登校になった場合については減免の対象とはしない。

第41条 本会が特別な事業を行う場合は、別途規則を定めた上で、特別会計を設けることができる。

第42条 本会に次の帳簿を備える。

1. 会則綴り
2. 予算および決算書綴り
3. 歳入歳出内訳簿
4. 現金出納簿
5. 金銭徴収簿
6. 証拠書類簿
7. 決議録（記帳簿）
8. 公文書綴り
9. 役員並びに代議委員会名簿
10. 会員名簿
11. 備品出納簿
12. その他必要な帳簿

## 第九章 付 則

- 第43条 1. 本会会則は昭和56年5月30日より施行し、昭和56年4月1日より摘要する。
2. 平成2年5月25日改正、平成2年5月25日から摘要する。
  3. 平成4年5月16日改正、平成4年5月16日から摘要する。
  4. 平成5年5月24日改正、平成5年5月24日から摘要する。
  5. 平成9年5月28日に改正、平成9年5月28日から摘要する。
  6. 平成16年11月28日に改正、平成17年4月1日から摘要する。
  7. 平成17年4月22日に改正、平成17年5月1日から摘要する。
  8. 平成18年4月27日に改正、平成18年5月1日から摘要する。
  9. 平成26年4月25日に改正、平成26年5月1日から摘要する。
  10. 平成28年4月17日に改正、平成28年4月17日から摘要する。
  11. 平成29年4月16日に改正、平成29年4月16日から摘要する。
  12. 令和3年4月25日に改正、令和3年4月25日から摘要する。

